

姫路市公告第 61号

令和 7年 2月20日

姫路市長 清 元 秀 泰

制限付一般競争入札について

エコパークあぼし空きびん選別業務委託について制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

記

1 入札に付する事項

(1) 業務名

エコパークあぼし空きびん選別業務委託（以下「本件業務」という。）

(2) 業務の概要

エコパークあぼし空きびん選別業務委託仕様書記載のとおり

(3) 履行場所

姫路市網干区網干浜4番地1

エコパークあぼし再資源化施設 3階 空きびん選別室

(4) 業務期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

ただし、本件業務が障害者の雇用を義務付け、障害者の自立支援を目的としていることによる特殊性を考慮し、業務遂行に問題ないと判断した場合には、各年度

の予算の範囲内で令和11年度まで1年度毎に契約を更新することができるものとする。

(5) 最低制限価格

無

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）の規定による資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）を受けていない者であること。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当していない者であること。
- (3) 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）により業者登録名簿に登録され、かつ、次の全てに該当する者であること。

ア 法人格を有する者

イ 業者登録名簿の役務提供業種のうち、業種「事務委託」の詳細業種「その他」又は業種「その他の役務提供」の詳細業種「その他」のいずれかにおいて登録がある者

- (4) 姫路市税（納税義務がある場合に限る。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。
- (5) 公告の日から落札決定の日までの間において、次の全てに該当する者であること。

ア 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者

イ 指名停止の措置要件に該当しない者

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていない者であること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 入札に参加しようとする者との間に次のアからウまでのいずれにも該当する関係がない者であること。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員の関係にある場合

(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係にある場合

(9) 業務を実施するに当たり、障害者を5名以上従事させていること。

※ 障害者とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に規定する身体障害者、重度身体障害者、知的障害者、重度知的障害者及び精神障害者をいう。

(10) 市内に事業所を有すること。

3 その他

本件業務を受託した事業者は、本件業務により選別された空きびんを本市が売却する場合において、買受の入札には参加できない。

4 制限付一般競争入札参加申込書等の配布の期間及び場所

配布機関	公告の日から令和7年（2025年）2月28日まで
配布場所	姫路市役所ホームページで提供する。

5 入札参加申込み及び入札参加資格の審査

(1) 本制限付一般競争入札に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）

は、次号に示す受付期間及び申込書の提出先に次に掲げる全ての書類を持参又は郵送により提出し、第2項に掲げる入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を受けなければならない。

- ア 制限付一般競争入札参加申込書（様式第1号）
- イ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写し可）
令和6年11月20日以後に発行されたもの
- ウ 姫路市税の納税証明書（一般競争入札参加用）（公告日以後に発行されたものの原本。市税の納税義務がある場合に限る。）
- エ 法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことの納税証明書（税務署様式その3の3）（公告日以後に発行されたものの原本）
- オ 関連企業申告書（様式第2号）
- カ 誓約書（様式第3号）
- キ 従業員名簿（様式4号）

(2) 入札参加申込みの方法、受付期間及び申込書の提出先

申込方法	持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が確認できるものに限る。）
受付期間	令和7年（2025年）2月20日から同月28日まで（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時（最終日にあつては、午後4時）まで（郵送の場合にあつては、同日午後4時必着とする。）
申込書の提出先	〒671-1236 姫路市網干区網干浜4番地1 農林水産環境局美化部エコパークあぼし（姫路市立網干環境楽習センター 1階）

- (3) 姫路市は提出された書類により入札参加資格の審査を行い、その結果は令和7年（2025年）3月4日を目途に、競争参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）により通知する。確認通知書は、住所地に送付する。あわせて、入札書及び委任状も同封し、送付する。

なお、入札参加資格の確認日は入札参加申込受付期間最終日とする。

- (4) 入札参加資格がないと認めた者には、確認通知書にその理由を記載する。

- (5) 入札参加資格がないと認められた者は、姫路市に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和7年3月11日正午までに、入札参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）によりエコパークあぼしに提出すること。姫路市はこれに対し、速やかに回答する。
- (6) 書類の作成に係る費用は、参加希望者の負担とする。
- (7) 提出された書類は、返却しない。

6 質問

仕様書等に関して質問しようとするときは、次に掲げる期間内に、質問書（様式第5号）に質問事項を記載し、電子ファイル（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）の名前を参加者の商号又は名称に変更の上、次のメールアドレス宛てに電子メールで送信すること。また、電子メールの件名は、「質問書 空きびん選別業務委託」とすること。質問書の内容に入札参加者名を特定できる記載があるときは、回答しない。

なお、質問を行うことができるのは、入札参加資格を有すると認める旨の確認通知書を受領した者に限る。

質問受付期間	公告の日から令和7年3月11日午後4時まで
送信先	ecopark@city.himeji.lg.jp
回答方法	令和7年（2025年）3月13日午前9時までに姫路市ホームページに掲載する。

7 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	公告の日から令和7年3月17日まで
契約条項を示す場所	エコパークあぼし

8 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時（予定）

令和7年（2025年）3月17日午後1時30分

(2) 入札場所

姫路市網干区網干浜4番地1

エコパークあぼし会議室（姫路市立網干環境楽習センター 1階）

9 入札保証金及び契約保証金等に関する事項

(1) 入札保証金は、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第5条1項第4号の規定により免除する。

(2) 契約保証金を納付すること。ただし、姫路市契約規則第29条第1項に該当する場合、契約保証金の納付を免除することがある。

10 スケジュール

期日等	内容
令和7年2月20日（木）	入札の公告、仕様書等の提示
	一般競争入札参加申込の受付開始
令和7年2月28日（金）午後4時	一般競争入札参加申込の受付締切
令和7年3月4日頃	確認通知書の送付
確認通知書受領後	質問の受付開始

令和7年3月11日（火）午後4時	質問の受付締切
令和7年3月13日（木）午前9時	質問に対する回答
令和7年3月17日（月）	入札・開札
令和7年4月1日（火）	契約締結

1.1 現地確認

- (1) 入札書作成に当たり、事前に空きびん選別室等の現地確認を希望する場合は参加者の商号又は名称、参加人数及び氏名並びに連絡先及び担当者名を記入して令和7年3月7日（金）までに、電子メール（送信先：ecopark@city.himeji.lg.jp）でエコパークあぼしに申し込むこと。また、電子メールの件名は、「現地確認 空きびん選別業務委託」とすること。
- (2) 現地確認を行うことができるのは、入札参加資格を有すると認める旨の確認通知書を受領した者に限る。
- (3) 現地確認に際して質問がある場合は、必ず第6項の質問により行うこと。

1.2 入札に関する事項

(1) 入札方法等

- ア 入札書は指定の様式を使用すること。
- イ 入札書及び封筒に業務名等を記入し、封筒は密封すること。また、代理の場合は、委任状を入札書と同封すること。
- ウ 入札書へは、業者登録申請時に届出の代表社印又は受任者使用印を押印すること。
- エ 入札書の日付は、入札書の記入日を記載すること。
- オ 入札を辞退する場合は、事前に理由を付した辞退届を提出すること。

なお、参加辞退届を提出した後は、参加辞退届を撤回することはできない。

(2) 入札に関する条件等

ア 入札書に記載する金額は、千円単位とすること。

イ 入札及び開札には必ず出席すること。郵便及び電話による入札は、認めない。

ウ 消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を含まない契約希望金額を入札書に記載すること。

エ 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

(3) 関係法令の遵守

入札参加者は、刑法（明治40年法律第45号）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）を遵守し、入札の公正性及び公平性を害する行為を行わないこと。

1.3 入札の無効に関する事項

(1) 次に掲げる入札は、無効とする。

ア 入札書が所定の日時まで提出されない入札

イ 入札参加資格があると認定された確認通知書のない者がした入札、虚偽の内容を記載した制限付き一般競争入札参加申込書等により入札参加を認められた者がした入札その他入札参加資格のない者のした入札

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札

エ 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

オ 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札

カ 再度入札における入札金額が、初回の入札金額と同額又はこれを超えた入札

キ 入札書に記名押印のない入札

ク 入札書中、必要な文字を欠き、又は判読できない入札

ケ 金額を訂正した入札

コ 委任のある場合は、代理人の氏名若しくは押印のない入札書による入札又は委任状のない入札

サ 前項第2号アからウまでに掲げる入札に関する条件等に違反する入札

(2) 第2項第8号に定めるいずれかに該当する複数の者のした入札は、全て無効とする。ただし、該当する者のうち1者を除く他の全ての者が入札を辞退した場合は、残る1者の入札は無効としない。

(3) この入札は令和7年度予算に係るもののため、入札の成立は令和7年度の姫路市予算議案の議決をもって成立するものとし、予算が議決されなかった場合、若しくは関連予算が修正された場合は、入札を無効とする。

1.4 落札者の決定

(1) 予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定する。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき等、契約の相手方として著しく不適當であるときは、その者を落札者としなないことがある。

(2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじによって落札者を決定する。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者は、くじを辞退することはできない。

1.5 再度入札に関する事項

(1) 再度入札の回数は2回とし、初回の入札において落札者がいない場合は、直ちに

再度の入札を行う。

- (2) 再度入札には、前の入札において入札に参加しなかった者及び無効とされた者は参加できない。

1 6 その他

- (1) 提出する書類の作成経費、旅費等の諸経費は、参加者の負担とする。
- (2) 予定価格は、非公表とする。
- (3) 落札者が、正当な理由なく辞退した場合は、指名停止を行うことがある。
- (4) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加資格制限若しくは排除対象者に該当し、又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- (5) 入札の結果については、全ての入札者について公表する。
- (6) 落札者は、契約の締結までに、暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を市長に提出しなければならない。
- (7) 本業務についての説明会は、実施しない。
- (8) 本契約手続において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (9) 本業務の契約約款（案）は、別に示すとおりとする。

1 7 担当課

〒671-1236 姫路市網干区網干浜4番地1

エコパークあぼし

電 話 079-272-5551

FAX 079-272-5650